

財産の処分について

下記のとおり財産を無償譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年12月2日提出

霧島市長 前田 終 止

記

1 無償譲渡する財産の所在及び面積

(建物) 霧島市国分広瀬二丁目34番2号	鉄筋コンクリート造 平家建 (保育園)	540平方メートル
同	木造 平家建 (保育園)	63平方メートル
		計603平方メートル

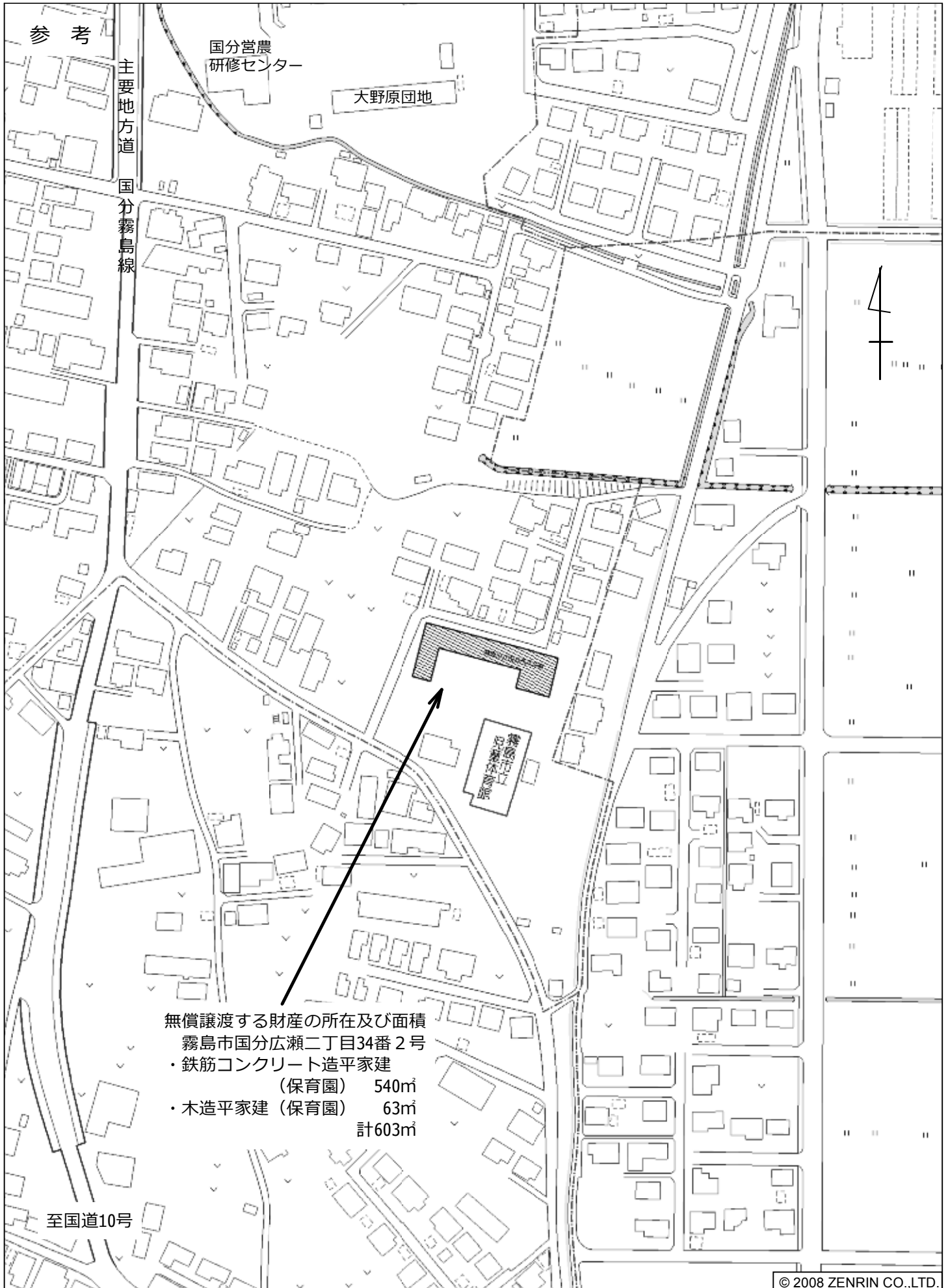
2 無償譲渡の相手方

住 所 霧島市国分府中町18番56号

氏 名 社会福祉法人 きりしま愛和会 理事長 木野田 幸洋

(提案理由)

霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づく国分西保育園の民営化にあたり、昭和53年の改築後36年が経過し、今後の修繕に要する経費が多額になることが見込まれること及び他市における民営化の状況等を考慮し、建物を無償譲渡しようとするものである。



参考

主要地方道 国分霧島線

国分営農  
研修センター

大野原団地

無償譲渡する財産の所在及び面積  
 霧島市国分広瀬二丁目34番2号  
 ・鉄筋コンクリート造平家建  
   (保育園) 540㎡  
 ・木造平家建(保育園) 63㎡  
   計603㎡

至国道10号

© 2008 ZENRIN CO.,LTD.